

特別養護老人ホーム愛和苑 短期入所生活介護料金表(R6.8改定)(料金表:円) 1割

第1段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	603	672	745	815	884
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	13	13	13	13	13
4.自己負担金 (食事代)	300	300	300	300	300
5.自己負担金 (居住費)	0	0	0	0	0
6.管理費	250	250	250	250	250
7.合計 (1+2+3+4+5+6)	1,172	1,241	1,314	1,384	1,453

第2段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	603	672	745	815	884
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	13	13	13	13	13
4.自己負担金 (食事代)	600	600	600	600	600
5.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
6.管理費	250	250	250	250	250
7.合計 (1+2+3+4+5+6)	1,902	1,971	2,044	2,114	2,183

第3段階(1)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	603	672	745	815	884
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	13	13	13	13	13
4.自己負担金 (食事代)	1000	1000	1000	1000	1000
5.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
6.管理費	250	250	250	250	250
7.合計 (1+2+3+4+5+6)	2,302	2,371	2,444	2,514	2,583

第3段階(2)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	603	672	745	815	884
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	13	13	13	13	13
4.自己負担金 (食事代)	1300	1300	1300	1300	1300
5.自己負担金 (居住費)	430	430	430	430	430
6.管理費	250	250	250	250	250
7.合計 (1+2+3+4+5+6)	2,602	2,671	2,744	2,814	2,883

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	603	672	745	815	884
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
3.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅰ)	13	13	13	13	13
4.自己負担金 (食事代)	1445	1445	1445	1445	1445
5.自己負担金 (居住費)	915	915	915	915	915
6.管理費	250	250	250	250	250
7.合計 (1+2+3+4+5+6)	3,232	3,301	3,374	3,444	3,513

※別途:送迎費184円/回

※介護職員処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。

※食事代については、1食ごとの算定になります。朝食:300円 昼食:600円 夕食:545円

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費 0円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費600円・居住費430円/日)	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費1000円・居住費430円/日)	世帯の全員が市区町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1300円・居住費430円/日)	世帯の全員が市区町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費915円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。(1単位:10円)

利用者に対して送迎を行う場合 (片道につき184単位)	利用者の心身の状態、家事の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合
サービス提供体制加算Ⅲ (加算料金/日) 6単位	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
夜勤職員配置加算Ⅰ (加算料金/日) 13単位	夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること
若年性認知症利用者受入加算 (加算料金/日) 120単位【対象者のみ】	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを行った場合

